

令和6年度 南大隅町議会定例会 10月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和 6年 4月 2日

招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 令和 6年 4月 2日

開 議 令和 6年10月24日 午前10時00分

応召議員 全 員

不応召議員 な し

出席議員

1番 後藤道子議員	6番 上之園健三議員	10番 幸福恵吾議員
2番 森田重義議員	7番 津崎淳子議員	11番 大坪満寿子議員
3番 日高孝壽議員	8番 平瀬十助議員	12番 木佐貫徳和議員
5番 浪瀬敦郎議員	9番 大村明雄議員	13番 松元勇治議員

欠席議員 な し

会議録署名議員：（12番）木佐貫 徳和 議員 （1番）後藤 道子 議員

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 局長 （書記）平瀬戸 ゆかり 書記
（書記）木佐貫 里子 書記

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石畑博町長	介護福祉課長	山里真奈美課長
副 町 長	竹野洋一副町長	経 済 課 長	新保哲郎課長
教 育 長	山下四郎教育長	教育振興課長	畦地茂穂課長
総 務 課 長	熊之細等課長	税 務 課 長	松山隆広課長
支 所 長	坂口達郎課長	町民保健課長	戸島和則課長
会 計 管 理 者	黒江鳴美課長	農業委員会事務局長	木佐貫公子局長
企画観光課長	中之浦伸一課長	デジタル推進課長	佐藤ひとみ課長
建 設 課 長	中村喜寿課長	総務課総務係長	原 琢 磨 係 長
建設課技術統括監	原圃光一統括監	総務課財政係長	若松勝男係長

議 事 日 程： 別紙のとおり

会議に付した事件： 議事日程のとおり

議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和6年10月24日 午前10時39分

議 事 日 程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	審議期間の決定

(付託事件の委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 3	認定第 1号	令和5年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 4	認定第 2号	令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 5	認定第 3号	令和5年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 6	認定第 4号	令和5年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 7	認定第 5号	令和5年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 8	認定第 6号	令和5年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 9	認定第 7号	令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
日程第 10	議案第 28号	令和5年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

(議案上程、説明、質疑)

日程第 11	報告第 14号	損害賠償額の専決処分について
日程第 12	報告第 15号	令和6年度南大隅町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について
日程第 13	報告第 16号	令和6年度南大隅町一般会計補正予算(第10号)の専決処分について

▼ 開 会

議長（松元勇治議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松元勇治議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、木佐貫徳和議員及び後藤道子議員を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（松元勇治議員）

日程第2、審議期間の決定の件を議題とします。

10月会議の審議期間は、本日のみ1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、10月会議の審議期間は、本日のみ1日間に決定しました。

- ▼ 日程第3 認定第1号 令和5年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第4 認定第2号 令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第5 認定第3号 令和5年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第6 認定第4号 令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第7 認定第5号 令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第8 認定第6号 令和5年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第9 認定第7号 令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

▼ 日程第10 議案第28号 令和5年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議長（松元勇治議員）

日程第3、認定第1号、令和5年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第9、認定第7号、令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件と、日程第10、議案第28号、令和5年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまで、以上8件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

[決算審査特別委員長 木佐貫 徳和 議員 登壇]

決算審査特別委員長（木佐貫徳和議員）

決算審査特別委員会に付託されました、認定第1号 令和5年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から 認定第7号 令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件、及び 議案第28号 令和5年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、計8件の、審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

今回の決算特別委員会の報告には、審査の経過及び結果等についてはもちろんですが、各所に執行部に対しての意見・提言等も含まれておりますので、来年度以降の改善を望むものでもあります。

当委員会では、9月19日、日程や審査方針等を協議・決定し、24日から10月11日まで現地調査を含め、実質7日間の日程で慎重に審査を行ったところです。

決算審査にあたっては、南大隅町の各会計決算書、主要施策の成果説明書、監査委員からの監査意見書、その他提出を求めた関係書類をもとに審査しました。

歳入の審査では、収入確保の努力がなされ、その実績が上がっているか。予算額と調定額に対しての収入済額、収入未済額における原因は何か。

歳出においては、予算の目的に沿って適正に執行されているか。地方自治法における「最小の経費で最大の効果を」求めた執行がされているか。公益上の必要性に基づき支出され、その目的が達成され効果が上がっているかなどを主眼に審査を行いました。

財政健全化判断比率については、4指標とも基準内で、数値的にはおおむね健全な財政運営であるといえます。

ここ数年増加傾向にあった実質公債費比率は、0.2ポイント減少し、10.2パーセントとなり、地方債残高は昨年比4億6千6百万円減の94億5千2百万円と減少したものの、依然、高い残高水準で推移しています。

財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率については、昨年比より2.8ポイント減少して、86.9パーセントとなっています。

総務課からは、合併特例債等の地方債の償還が順次終了し、将来における財政計画の見通しは構築できているとの説明を受けましたが、物価や資材高騰等の社会情勢を鑑みると、まだまだ本町の財政は硬直化が進んでいくと感じますので、基金残高も4千8百万円減となっていることから、地方債残高と基金残高のバランスを図りつつ、適切な財政管理を行い、健全な財政確保のため、財源確保に努め、節度あ

る財政運営と質の高い行政サービスが提供できるよう、なお一層努力が必要で、適正な事務を執行されることを切に希望します。

特別会計においては、一般財源からの多額の繰り入れになっている状況は否めませんが、目的に沿った事業を執行されており、成果を収めていると判断するところでもあります。

それでは、審査の過程で受けた説明及び主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、一般会計について。

会計課では、クーポン収入による収入増が図られ、基金運用に関する努力が見られました。

有価証券等の運用については、経済環境が不安定なため、売り買いがしづらいとの説明がありましたが、安定した運用益を上げられるよう、より効率的な運用に期待するところです。

総務課及び選挙管理委員会関係では、スマイル支えあい事業、地域振興施設の自治会助成事業やクリーンエネルギー自動車導入によるゼロカーボンシティ宣言の効果等について質問がなされたほか、昨年度に引き続き、選挙に係る投票率向上への取組みや、投票所の環境改善について要請がなされました。

総務課からは、地域振興施設助成事業の100パーセント助成対象について、放送施設の親機にかかるものであることや選挙における投票所の改善について、選挙管理委員会において、検討していくとの回答を得ました。

デジタル推進課関係では、業務効率化を図るため、仮想環境を利用したインターネットのシステム構築や窓口業務の改善案などの提案を実施したとの説明を受けました。

委員からは、コンビニ交付の可能時間についての質疑に、朝6時半から夜11時まで受け取れることになっており、短縮営業のコンビニでも影響はないとの回答を得ました。

経済課関係では、寒波被害を受けた事業者への支援や、物価高騰対策としての各種支援のほか、消費拡大対策の事業を展開したと説明を受けました。

また、令和5年度からスタートした農業公社の取り組みの効果説明もあり、ラジコン草刈機の運用など、生産者の高齢化が懸念される中、新たな生産方法への改善につながることに期待するところです。

水産物放流事業の効果やトレーラーハウスの成果等、多岐にわたり質疑応答があったところですが、消費拡大のための肉の感謝祭の取り組みについて、本町の基幹産品である畜産振興のため、消費拡大の取り組みが広く波及するよう、マスコミ等を利用したPR活動にも力を注ぐよう要望も出され、施策の成果を意識した事業執行に努めてほしいところです。

有害鳥獣対策では、シカの増加に伴う対策の必要性が問われ、猟友会を中心に把握して対応していくとの回答がなされました。

建設課関係では、農道路面補修1件、町道維持工事5件、道路改良2件、住宅工事6件、災害復旧工事3件のほか、令和4年度からの繰越事業13件実施したとの説明があり、台風6号による大規模な被災があった令和5年度災の44件は、内応急を除き令和6年度へ繰り越したことが報告されました。

委員からは、住宅使用料未納額の取り扱いについての質疑や、監査意見書でも指摘された、道路維持費の町道古殿加治町線路面補修工事について、内容や経緯に対

する質疑があったほか、道路維持において、重要度に配慮した計画性のある道路除草作業についての要請も行われました。

介護福祉課関係では、国の新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対応の影響が決算額の増減に影響があり、1億5千4百万円強の約12パーセント増額になったと説明がありました。

また、障害者計画や介護保険事業計画等の諸計画策定を行ったほか、縁ひろがれプロジェクト等の新規事業も展開したことが報告されました。

さらには、生きがい対応型デイサービス事業において、1事業所の廃止の影響による対応が説明され、11月から新たに事業所が事業開始となったこと等も報告されました。

委員からは、町単独助成事業に対する今後の方針や、実績等に多くの質疑がなされたほか、おおすみ地域成年後見センターの活用促進や子育て施策だけでなく、高齢者や障害者への支援策の充実を図られるよう、要望されたところです。

教育振興課関係では、令和2年度から延期されていた、かごしま国体が特別国民大会として開催され、自転車競技において、延べ6,227人が会場入りし、成功裏に終えたことが報告されました。

職員を含む関係者のご尽力、ご支援に対し、改めて敬意を表するところです。

また、根占図書館創立140周年記念式典の開催や佐多岬マラソンなど、多くのイベント行事が実施されたほか、神山小学校屋内運動場建て替えの実施設計や、大泊海浜公園多目的交流施設整備などの事業実施が報告されました、

審議では、ネッピー・みさきちゃん奨学金や高校存続のための魅力発信交流事業の成果等の質疑がなされたほか、不用額について、適正な事務執行に心がけるよう意見が出されたところです。

支所関係については、歯科診療所の利用状況などについて質疑があり、利用者減の要因を把握、調査し、次年度以降の予算に反映するよう要請がありました。

企画観光課関係では、課を越えて横断的なプロジェクトチームを結成し、農産物の認知度向上と関係人口拡大、10年後の町を意識した住民と一体となったまちづくりへの取り組みを推進した関係人口拡大創出プロジェクト事業やオドル野菜プロジェクト事業などの取り組みのほか、ふるさと納税推進や交通政策、また商工費関係では「最南端から元気を贈ろう事業」、「プレミアム商品券」、「各種給付事業」について説明がありました。

観光関係では、北海道知床遊覧船の事故を踏まえ、安全管理体制の強化を図るための事業が展開されたことの報告もされました。

委員からの観光協会やバイクミーティング等についての成果や効果について質疑がなされたうえで、事業見直しも含め検討し、次年度予算に反映させてほしい旨の要望が出されたほか、「佐多岬ふれあいセンター」の今後について、スピード感をもって、取り組まれるよう要請がなされたところです。

また、多額に上る修繕料の事業内容や、執行残についての理由など、丁寧な説明が求められたところでもあります。

農業委員会関係では、農地利用の最適化が図られるよう、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止や解消等に資する活動を推進したとの説明を受けました。

税務課関係では、税収約5億7千6百万円で、町税の収納率は94.15%となり、前年度比0.54ポイントマイナスの収納率となりましたが、主に固定資産税と軽自動

車税がその要因であることが報告されました。

催告状送付や、訪問徴収、財産調査等も実施しながら、徴収率向上に取り組んだとの説明がありました。

特に、税収は町の根幹をなす自主財源であることから、徴収率を意識して、どのような対応をすればよいのか、生活困窮者の状況を見ながら、減免措置などの丁寧な説明にも心がけ、徴収率を少しでもあげる今以上の努力を期待するところです。

本件については、税の徴収だけでなく、各保険料・使用料など全庁的課題として、公平性を保つためにも徴収率にこだわった事務の執行を望みます。

町民保健課関係では、肝属郡医師会立病院再整備に係る補助事業や町指定ゴミ袋の購入事業等により、決算額が増加になっています。

また、令和4年度に引き続き、マイナンバーカードの普及推進に伴う窓口延長や出張申請の実施のほか、乳幼児から高齢者まで、町民の健康増進につながる施策を展開してきたことが報告されました。また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する、いわゆるフレイル予防事業を新規に展開し、疾病予防や重症化予防、生活機能の改善などを推進したことが説明されました。

一般会計全般を通じてですが、不用額の取り扱いについて、補正予算にて精査され、次年度の予算に、その精査を活かすため、十分留意するよう求められました。このことについては、昨年の委員長報告でも指摘されていますので、強く改善を希望します。

ほかにも各課の審査において質疑や意見が多く出されましたので、それらの意見・提言を踏まえたうえで来年度予算編成に対しての執行機関での検討を強く求める所です。

次に、特別会計について。

国民健康保険事業特別会計については、国保税の減収を主因に、基金繰入れを行っており、今後、国保財政は一層厳しくなっていくため、医療費抑制等の施策に取り組んでいくとの主管課の説明を受けました、我々議会も今後の動向を注視していきたいと思えます。

診療所事業特別会計では、停電時の診療体制について、自家発電の整備など検討するよう、委員からの要望が出されました。

介護保険事業特別会計では、保険事業勘定において、基金積立が要因で、前年比2.05%増の決算になったことや、第9期介護保険事業計画を策定し、保険料の見直しを実施したと報告されました。

また、地域支援事業では、特別養護老人ホームの閉園により、介護予防・生活支援サービス事業の減額になった旨の説明も受けました。

下水道事業特別会計では、公会計移行に伴い、3月末打ち切り決算になった影響で、歳入では使用料の未納や地方債の未調定、歳出では不用額に影響が出たことの報告をうけました。

後期高齢者医療事業特別会計では、歳入で対前年度比4.1%の減、歳出では対前年度比3.7%の減となっています。

保険料の収納率は、現年分99.84%、滞納繰越分24.77%との報告がなされました。水道事業会計においては、塩入・中線配水管布設替え工事および令和4年度からの繰越事業となる県道辺塚・根占線配水管布設替え工事を実施したと説明がありました。

委員からは、不用額や滞納額についての質疑が行われたところです。

現地調査では、多数の事業の中から選定した7件の現地調査を行い審査しました。

サタデイ号について、維持補修を続けながら運行を維持するのか、新船を考えていくのか、観光としての必要性を考えて方向性を判断する時期にきているのでは。との意見が出されたほか、道路工事関係では、監査委員の意見書でも指摘されていたように、一部工事において、工事名と工事内容の齟齬に加え、予算についての説明不足等、予算執行に疑義が生じる事案がありました。

今後は、議会はもちろんのこと、住民に疑念と不安を抱かせないように、全体的整備計画の立案と、計画的且つ適正な事業執行を行い、透明性、公平性が図られるよう、強く求めるものです。

その他の現地調査では、個別の意見は現地において担当課へ伝えましたが、概ね良好に事業執行されていると認めました。

町三役を交えた総括質疑では、道路維持工事に関する執行経緯について説明を受けたほか、観光施策やゼロカーボンシティの取り組みについての、質疑や要望が行われました。

また、災害復旧事業の補助活用や過年災として取り扱うメリット等の意見が出され、状況を踏まえ取り組んでいくとの回答を得たところです。

これまで、審査の経過と主な意見を申し上げましたが、全体的には議会の議決した目的に沿って執行され、成果を収めていると判断しました。

決算認定は、町の財政運営の健全化と適正化に努めることと、行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価するもので、その評価に基づき後年度の予算や行政執行に活かされるべきものであります。

町議会でも、今年度から認定時期を早め、10月までに改善することで合意したところでもあります。

地域の特性や資源を活かした取組など、創意と工夫で町民が真の豊かさを実感できる施策が求められています。石畑町長が目指した「3つの思いと10本の柱」の実現がどこまで出来上がったのか、しっかり検証し、新たな目標を立てながら、各種施策を展開され一層の弛まぬ努力を強く期待します。

以上、審査の概要を申し上げましたが、決算審査特別委員会といたしましては、認定第1号 令和5年度南大隅町一般会計歳入歳出決算についての討論で、まず反対討論があり、「道路維持工事において、透明で適切な事業執行がなされていないため、認定に値しない」これに対し、「当該道路工事については、予算化されたもので、決算の支出行為においては、なんら不備もなく、正当なもの」との賛成討論があり、採決の結果、令和5年度一般会計歳入歳出決算は認定すべきものとなりました。

その他、認定第2号 令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求める件から 認定第7号 令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件までの6件については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

また、議案第28号 南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についても、全会一致で可決及び認定すべきものと決定いたしました。

尚、重ねて申し述べますが、審査においてなされた、指摘事項・要望・検討するとされた事案については、令和年度予算に反映されるよう速やかな対応を望みます。

以上で、決算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（松元勇治議員）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

認定第1号、令和5年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号、令和5年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立を願います。

起 立 多 数 （全員起立）

起 立 多 数

起立者：1番 後藤議員、3番 日高議員、5番 浪瀬議員、
6番 上之園議員、7番 津崎議員、8番 平瀬議員、9番 大村議員、
10番 幸福議員、11番 大坪議員、12番 木佐貫議員

議長（松元勇治議員）

着席して下さい。

起立多数です。

したがって、認定第1号、令和5年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

認定第2号、令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第7号、令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上6件、一括して質疑はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。
これから、認定第2号、令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。
したがって、認定第2号、令和5年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。
次に、認定第3号、令和5年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。
したがって、認定第3号、令和5年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。
次に、認定第4号、令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。
この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。
この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号、令和5年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号、令和5年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和5年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号、令和5年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号、令和5年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、議案第28号、令和5年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、質疑はありますか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

討論なしと認めます。
これから、議案第28号、令和5年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。
この決算に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。
この決算は、委員長の報告のとおり、可決及び認定することにご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。
したがって、議案第28号、令和5年度南大隅町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件については、可決及び認定することに決定しました。

▼ 日程第11 報告第14号 損害賠償額の専決処分について

議長（松元勇治議員）

日程第11、報告第14号、損害賠償額の専決処分についてを議題とします。
提出者の報告を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

報告第14号は、損害賠償額の専決処分についてであります。
本件は、令和6年9月25日に、町が管理する南大隅町根占川北3979番地の法面が崩壊し、土砂流入により個人A氏が所有する倉庫及び車両を破損したため、倉庫の撤去費用及び車両の修繕費用である49万8千7百69円を、損害賠償額として支払うことで、示談協議が整いましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る10月10日に専決処分したものであります。
以上ご審議くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第12 報告第15号 令和6年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）について

議長（松元勇治議員）

日程第12、報告第15号、令和6年度南大隅町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

報告第15号は、令和6年度南大隅町一般会計補正予算第9号の専決処分についてであります。

本件は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の執行について、緊急を要したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る10月7日に専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千1百22万円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億6千3百82万9千円とするものであります。

今回の補正予算は、歳出予算では、報酬、職員手当等などの選挙執行に関する経費を計上し、歳入予算では、県支出金を計上いたしました。

以上よろしくお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（松元勇治議員）

質疑なしと認めます。

▼ 日程第13 報告第16号 令和6年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）について

議長（松元勇治議員）

日程第13、報告第16号、令和6年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

[町長 石畑 博 町長 登壇]

町長（石畑博町長）

報告第16号は、令和6年度南大隅町一般会計補正予算第10号の専決処分についてであります。

本件は、町有地の法面崩壊に係る経費及び台風10号被害等の復旧に係る経費の執行について、緊急を要したため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、去る10月10日に専決処分したものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千6百15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億7千9百97万9千円とするものであります。

今回の補正予算は、歳出予算では、法面崩壊に係る損害賠償金や測量設計委託の他、災害復旧に係る修繕料を計上し、歳入予算では、所要の財源として、地方交付税、諸収入及び町債を計上いたしました。

また、地方債補正では、限度額の追加を行っております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（松元勇治議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番（大村明雄議員）

11ページの委託料、この積算の方法を教えてください。

町長（石畑博町長）

積算につきましては、公共積算のシステムで行っております。一部間接経費等についての調整を行っているところでございます。

（「具体的に。」との大村明雄議員の声あり）

町長（石畑博町長）

町有地であることから上も道路でないということ。

そしてまた、今回2回目の法面崩落をしたということがありまして、手前側の写真にありましたとおり、ブロック積みの部分については通常の建築ブロックですけども、その分についてはそれ以降崩れていないと。

その延長線上にある法面の法長が長い部分が崩落していることから、法面保護、

そしてまた、ブロック積み工をするという観点から専門的な部分で斜面も勾配も急なことから、通常行う延長、高さ、そしてまた、施工の難易度等を含めた形での積算基準に基づいて積算はしているところでございます。

議長（松元勇治議員）

他にありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。

▼ 散 会

議長（松元勇治議員）

以上で、全部の日程を終了しました。

以上をもちまして、令和6年度南大隅町議会定例会10月会議を散会します。

散 会 ： 令和6年 10月24日 午前10時39分